

町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)6月6日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和2年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p> <p>(設備に関する経過措置)</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>平成32年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p> <p>(設備に関する経過措置)</p> <p>3 略</p>